

## ◎国籍法の一部を改正する法律

(平成二〇年二月二日法律第八八号)

### 一、提案理由(平成二〇年一月一四日・衆議院法務委員会)

○森国務大臣 国籍法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、日本国民から出生後に認知された子が届け出により日本の国籍を取得するためには、父母の婚姻を要するとの国籍法の規定は違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻していない子にも届け出による日本の国籍の取得を可能とするともに、国籍行政の適正な運用を図るために必要な整備を行うおうとするものであります。

第一に、出生時に日本国民との法律上の実親子関係が存在していないため出生により日本国籍を取得しなかつた子について、父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した場合には届け出によって日本の国籍を取得することができるとされている現行法の規定を改め、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したとの要件を削除することにより、出生後に日本

国民から認知されて日本国民との法律上の実親子関係が生じた場合には、届け出による日本の国籍の取得を可能としております。

第二に、出生後に日本国民から認知されて日本国民との法律上の実親子関係が生じた子が日本の国籍を取得する届け出をする場合において、虚偽の届け出をした者についての制裁を新設することとしております。

第三に、経過措置として、二十歳に達するまでに日本国民から認知されたが父母が婚姻していなかつた者のうち、改正後の国籍法によつても日本国籍を取得できない者等について、所定の要件を満たすときは、改正法施行以後三年間は、法務大臣に届け出ることにより、日本の国籍を取得することができることとしております。

なお、この法律案は、一部を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

### 二、衆議院法務委員長報告(平成二〇年一月一八日)

○山本幸三君 ただいま議題となりました法律案につきまして

て、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届け出による日本国籍の取得を可能とするとともに、虚偽の届け出に対する罰則の新設等、国籍行政の適正な運用を図るために必要な法整備を行うおとするものであります。

本案は、去る十一月十三日本委員会に付託され、翌十四日森法務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二〇年二月一八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 日本国民から認知された外国人の子が届出により我が国の国籍を取得することができることとなることにかんがみ、国

国籍法の一部を改正する法律

外に居住している者に対しても、本法の趣旨について十分な周知徹底に努めること。

二 我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われるおそれがあることを踏まえ、国籍取得の届出に疑義がある場合に調査を行うに当たっては、その認知が真正なものであることを十分に確認するため、調査の方法を適度で定めること等により出入国記録の調査を行う等万全な措置を講ずるよう努めるとともに、本法の施行後の状況を踏まえ、父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否及び当否について検討すること。

三 ブローカー等が介在し組織的に虚偽の認知の届出を行うことによつて日本国籍を取得する事案が発生するおそれがあることを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行った者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めること。

四 本改正により重国籍者が増加することにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。

### 三、参議院法務委員長報告(平成二〇年二月五日)

○澤雄二君 たいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本の国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本の国籍の取得を可能とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、国籍法違憲最高裁判決の意義、偽装認知の防止策及びDNA鑑定導入の可否、本法律案の内容や罰則を周知徹底する必要性、非嫡出子の相続分差別に対する法務大臣見解等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告を申し上げます。

### ○附帯決議(平成二〇年二月四日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法の施行により、生後認知された子も胎児認知された子と同様、届出のみで我が国の国籍を取得することができることとなることにかんがみ、本法の趣旨について十分な周知徹底に努めること。

二 我が国の国籍を取得することを目的とする虚偽の認知が行われることがあつてはならないことを踏まえ、国籍取得の届出に疑義がある場合に調査を行うに当たっては、その認知が真正なものであることを十分に確認するため、認知した父親に対する聞取調査をできる限り実施すること、当該父親と認知された子が一緒に写った写真の提出をできる限り求めること、出入国記録の調査を的確に行うこと等につき、調査の方法を調達で定めること等により、調査のための万全な措置を講ずるよう努めること。

三 本法の施行後、改正後の国籍法の施行状況について、当分の間半年ごとに当委員会に対し報告するとともに、その施行状況を踏まえ、父子関係の科学的な確認方法を導入することの可否及び当否について検討する等、虚偽の届出を防止するために必要な措置を講ずること。

四 ブローカー等が介在して組織的に行われる虚偽の認知によ

る不法な国籍取得の動きが生じてはならないことを踏まえ、入国管理局、警察等関係当局が緊密に連携し、情報収集体制の構築に努めるとともに、適切な捜査を行い、虚偽の届出を行つた者に対する制裁が実効的なものとなるよう努めると。

五 本改正により、重国籍となる子供が増加する事態が起り得ることにかんがみ、重国籍に関する諸外国の動向を注視するとともに、我が国における在り方について検討を行うこと。

右決議する。